

# PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2016

●「PATENT ATTORNEY」は  
「弁理士」のことです。



◎ヒット商品はこうして生まれた  
**ヒット商品を支えた  
知的財産権**

応用範囲の広い製本方法

「水平開きノート」

シリーズ特産品（中津からあげ）

知りておきたい！この技術

トレンドでつく  
(モノのインターネット－IoT)

知財TOY BOX

知的財産権なんでもQ&A

漫画「なすびくんのお仕事」

特許庁からのお知らせ

JPAA Information



明治日本の産業革命遺産

軍艦島(端島炭坑)／長崎県

※日本の近代化を支えてきた炭坑の一つ。「軍艦島」の  
通称は大正時代頃から用いられるようになった。



日本弁理士会マスコットキャラクター  
「はっぴょん」

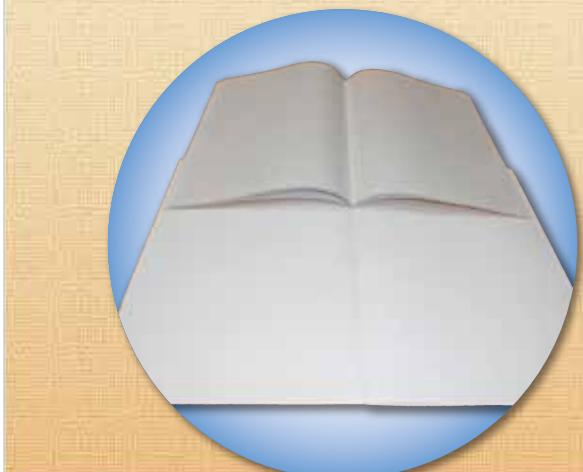
ヒット商品は、こうして生まれた！

# ヒット商品を支えた知的財産権

VOL.  
82

## 応用範囲の広い製本方法 「水平開きノート」

特許 第5743362号



印刷、製本に長年携わってきた二人が、理論上は可能だと考えた製本方法を確立するのは、思いのほかに困難だったという。これまでの製本では、束ねた紙の一辺に切り込みを入れて、ホッチキスをつけるものが多い。製本方法はいくつかあるが、いずれにしても従来の方法だと、開いた時に綴じた部分が盛り上がりつて平らにはならない。

開発で最も苦労したのは、束ねた紙がばらばらにならない強度と、スムーズに開く柔軟性の両方を実現する接着剤の選択だった。あらゆるメーカーの接着剤を取り寄せて、塗布の方法や量などを調整する試行錯誤が続いた。

従来技術では1つの接着剤で製本するのが一般的だが、切り込みを浅くして2種類の接着剤を用いることで水平開きを実現した。

今年元日のツイッターから話題になり、爆発的に売り上げを伸ばしている通称「おじいちゃんのノート」を開発した中村印刷所は、1938年に創業した、いわゆる町の印刷屋さんだ。このノートは、どのページを開いても180度水平に開く。自社開発した製本方法を用いたもので、2014年に特許を出願して、同年6月に発売した。「実物はいいものだと評価してもらいましたが、売るのは難しかったですね。廃業するしかないと思つたほどです」と社長の中村輝雄さんは振り返る。それが一転、受注と取材が殺到して、対応に追われ続けてきたそうだ。

「用途が広い」ことに着目して、次に取り組んだのがノートだった。自社オリジナルノートをつくって販路を模索する中で、開いたノートの真ん中（綴じてある部分）が盛り上がるのに使いづらいという声を聞いた。そんな時、近隣の製本所が倒産に追い込まれた。もともと伝票などの受注製作では、印刷所と製本所は「一体となつて仕事をする。そうした関係から、この製本所の職人に同社で製本（書籍、ノートなど紙の束を一冊にするには同じ技術が使われている）の仕事をしてもらうことにした。用紙や表紙を印刷した後に製本しなければノートにはならない。中村さんは懸案の水平に開くノートのアイデアを、この製本職人さ

んに相談した。

開発に2年ほどを要した製本方法は書籍、手帳などあらゆる製本が必要なものの応用範囲が広い。「自社技術と会社を守ってくれる」ものとして、中村さんは特許をはじめとする知財の重要性を強調する。水平開きノートを世に知らしめたツイッターの投稿にも、特許を取得していると記されていました。ちなみにこのツイッター投稿、製本職人のお孫さんが発信したものだった。



中津からあげ

写真提供：中津商工会議所

大分県中津市は黒田官兵衛や福沢諭吉ゆかりの地として有名ですが、もうひとつ有名なのが中津のソウルフード「中津からあげ」です。「中津からあげ」は鶏肉をショウガ、ニンニクを基本としてしょうゆ味または塩味を付けたタレに漬したものをお油で揚げたからあげです。起源は戦後食糧難の対策として養鶏場が多かつたため鶏肉の入手が容易であつたことなど、諸説ありますが、1965年（昭和40年）頃には中津地方で広く食べられるようになりました。

現在、中津市は「からあげの聖地」としてからあげを取り扱う専門店が40店以上も点在し、この「中津からあげ」を求めて地元市民はもとより、日本全国よりたくさんの観光客が有名店の味くらべに訪れています。鶏肉は100%国産鶏を使用し、各店舗はタレに漬け込む時間や隠し味として10種類以上の調味料を独自にブレンドするなど、各店舗オリジナルの風味・味付けを醸しています。また「中津からあげ」は注文してから揚げるのが特徴で常に揚げたてを食べることができ、アツアツでジューシーな「中津からあげ」をおばかりながらの市内観光は醍醐味のひとつです。

2014年（平成26年）5月に商標法が改正され、商工会議所としては全国で初めての登録となりました。行政や関係団体と連携を深め、「中津からあげ」の品質の維持・向上に努めるとともに、地域経済の発展に寄与してまいります。



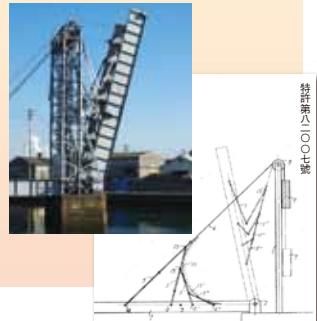
写真は今年1月15日～17日に福岡市天神で開催された「いいんじゃら中津物産市 & 中津からあげサミット」の様子  
(中津商工会議所主催)

\*このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706又はメール:panf@jpaa.or.jpまでお送りください。

## 第7話

### 鉄道可動橋

JR四日市駅から分岐する貨物専用線に末広橋梁が架かっています。この橋は、近代化産業遺産として指定されながら、現役で使用されている唯一の鉄道可動橋として有名です。1931年（昭和6年）12月に竣工した橋ですから、実に85年の長きに亘って使われてきたことになります。この橋は米国で橋梁技術を学んだ山本卯太郎が設計し、彼の会社である山本工務所が製作しました。彼はこの橋の特許出願を1928年（昭和3年）3月20日に行い、翌年に特許を得ています（特許第82007号）。特許請求の範囲には、「互いに連結した複数のリンクで跳上式の橋体を支え、各リンクが想定包絡線に外接するよう緊張して橋体を近似的に平衡させる」旨が記載され、この記載からもシンプルな機構ながら優れた発明であることがわかります。当時、山本工務所は大阪市此花区にありました。同区には現在USJが開園し、人気を集めています。85年前にこの可動橋がアミューズメントパークの近くで製作されていたと思うと不思議な感じです。（弁理士 中川裕幸）



## 知っておきたい!この技術

### トレンドマッカイ

シリーズ  
24

### モノのインターネット IoT



コンピュータの機能が組み込まれた「モノ」と「モノ」をインターネットでつなぎ、情報を収集、分析して、製品やサービスの内容、生産や物流などを最適化する仕組みがIoT(Internet of Things)である。これまで情報ネットワークを利用した社内の生産管理、在庫管理などはあったが、今後の成長が見込まれているのは、企業や業種の枠を超えた多様な相手と情報のやりとりをする「開かれた」IoTだ。製造業をはじめ、農業、建設、住宅、交通機関や道路などのインフラ管理など、想定される利用範囲は全産業で多岐にわたる。

IoTのポイントとなる技術は「モノ」に組み込まれるセンサー、「モノ」が連携するネットワーク、膨大な情報をオンタイムで分析するソフトウェア、分析結果を反映して「モノ」を動かす仕組みに大別される。情報通信分野ではクラウド、ビッグデータがキーワードだ。

セキュリティ面で2015年末に警察庁が、インターネットに接続されたルータやWebカメラなどのIoT機器がサイバー攻撃の「中継地点」として利用される恐れがあると、注意を喚起している。また個人の行動履歴に関するプライバシー侵害の可能性も指摘されている。



**Q** キャッチフレーズは商標登録ができるのですか?

**A** キャッチフレーズであっても、登録要件(識別力)を備えるものであれば、商標登録は可能です。

今年の4月1日に商標審査基準全体が大幅に改訂されたことに伴い、キャッチフレーズ等の標語に関する審査基準も改められました。

具体的には、キャッチフレーズ等の標語の識別力(商標法3条1項6号)について、「標語(例えば、キャッチフレーズ)は、原則として、本号の規定に該当するものとする」との記載が削除され、本号の該当・非該当の判断基準が明確化されました。例えば、「出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてのみ認識させる場合」は、本号に該当すると判断され、「出願商標が、その商品若

しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみならず、造語等としても認識できる場合」には、本号に該当しないと判断されることが明示されました(商標法3条1項6号の審査基準参照)。

これまで、キャッチフレーズ等の標語であっても登録された例はありましたが、原則として識別力がないと判断されていたことから、審判まで争うことも少なくありませんでした。また、識別力が認められるハードルは高いと認識し、そもそも登録を断念するケースもあったものと思われます。しかしながら、今回の改訂により判断基準が明確に示され、登録可能性の検討が容易となったことで、企業のブランド戦略として「キャッチフレーズ」に関する商標出願が増えることが期待されます。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX.03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援室「Q&A係」までお送りください。

## 特許庁からのお知らせ

### 特許料等の料金改定のお知らせ

特許庁は、「特許法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、特許関係料金、商標関係料金及び国際出願に係る国際調査手数料等を改定しました。

- ◇特許関係…特許料、出願料を10%程度引下げ
- ◇商標関係…商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引下げ
- ◇国際出願関係…国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正

※具体的な金額については、特許庁ホームページを御参照ください。

これらの改定については、平成28年4月1日から施行されております。

#### ※特許庁ホームページ(日本語版)

平成27年特許法等改正に伴う料金改定(平成28年4月1日施行)のお知らせ  
[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/fy27\\_ryoukinkaitai.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/fy27_ryoukinkaitai.htm)

産業財産権関係料金一覧(日本語)

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>

産業財産権関係料金一覧(英語)

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki\\_e/ryoukin\\_e/ryokine.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/ryoukin_e/ryokine.htm)

## JPA Information

### 「パテントコンテスト」と 「デザインパテントコンテスト」開催について

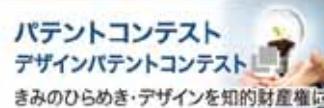
日本弁理士会では、高等学校、高等専門学校、大学における知的財産教育を効果的に進めるために「パテントコンテスト」と「デザインパテントコンテスト」を文部科学省、特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)と共に開催しています。

このコンテストでは、高校生、高等専門学校生及び大学生の皆さんから発明(アイデア)・意匠(デザイン)を応募いただいて、優秀な作品(出願支援対象作品)を表彰します。

表彰後、実際に特許庁に出願していただくことで、権利の取得までの手続を実体験することができます。

また、出願料等の特許庁に支払う費用や出願を行うための弁理士の指導料については主催者(日本弁理士会)が負担します。

このコンテストを通じて、高校生、高等専門学校生及び大学生の皆さんの知的財産マインドが高まること、知的財産制度への理解が深まることを期待しております。



※平成28年度もパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを開催いたします。  
募集要項については、INPITホームページをご確認ください。